

事業主の皆さまへ

障害者を多数雇用する企業に対する 税制優遇制度が拡充されました

取得した機械や設備について **割増償却** ができます



◆ これまでは以下①②のいずれかの要件を満たす事業主が割増償却制度を利用できましたが、**重度障害者の一層の雇用促進を図る観点から、③の要件を満たす事業主についても、割増償却制度を利用できるようになりました。**

- ① 従業員数に占める障害者数の割合が50%以上
- ② 雇用している障害者数が20人以上であり、かつ、従業員数に占める障害者数の割合が25%以上
- ③ 法定雇用率1.8%を達成しており、基準雇用障害者数が20人以上であり、かつ、基準雇用障害者数に占める重度障害者数の割合が50%以上

1 税制優遇制度の概要

- ◆ 障害者を多数雇用する事業所で下記2の要件を満たすものが減価償却を行う際、その事業年度又はその前5年以内に開始した各事業年度に取得・製作・建設した機械装置、工場用建物及びその附属設備並びに一定の車両運搬具について、普通償却限度額の24%（工場用建物及びその附属設備は32%）の割増償却ができます。

2 税制優遇制度の対象となる事業主の要件

- ◆ 青色申告書を提出する事業主であること
- ◆ **平成26年3月31日までの期間内に始まる**いずれかの事業年度(※)において、以下のいずれかの要件を満たす事業主であること
 - ※ 個人事業主の場合は平成26年12月31日までの各年
- ① 従業員数に占める障害者数の割合が50%以上(※1)
- ② 雇用している障害者数が20人以上(※1)であり、かつ、従業員数に占める障害者数の割合が25%以上(※1)
- ③ 法定雇用率1.8%を達成している事業主で、基準雇用障害者数が20人以上(※2)であり、かつ、基準雇用障害者数に占める重度障害者(※3)数の割合が50%以上(※2)
 - ※1 短時間労働者を除く重度障害者は1人を2人とカウント（ダブルカウント）とし、重度以外の障害者である短時間労働者は1人を0.5人とカウントします。
 - ※2 基準雇用障害者数とは、ダブルカウントなしの障害者数の合計をいい、重度障害者数の割合とは、基準雇用障害者数に占めるダブルカウントなしの重度障害者数の割合をいいます。この場合、短時間労働者は1人を0.5人とカウントします。
 - ※3 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者をいいます。

3 事務手続

1. 最寄りのハローワークで、上記の事業主要件を満たしていることの確認を受けてください。
2. ハローワークで交付される証明書は、税務署に申告する際の参考にしてください。

要件確認の手続きについては最寄りのハローワークまで、
割増償却制度については最寄りの税務署までお問い合わせください。

障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却制度の延長・拡充（所得税、法人税）

改正内容

障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却制度を3年間延長するとともに、重度障害者の一層の雇用促進を図る観点から、適用対象を拡大する。

現行制度の概要

障害者を多数雇用する事業所



要件（①②のいずれかを満たすこと）

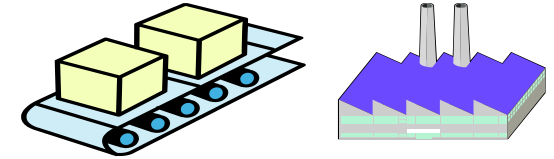
- ①障害者雇用割合が50%以上（※1）
- ②障害者雇用割合25%以上（※1）かつ障害者を20人（※1）以上雇用

普通償却費
+
普通償却限度額の24%
(工場用建物及び施設は32%)

割増償却

減価償却資産

減価償却を行う年又はその前5年以内の各年において取得、製作、建設した機械・設備等



【改正の概要・理由】

現行制度の要件は、上記の要件①②のいずれかを満たすこととされているが、就労のより困難な重度障害者(*2)の一層の雇用促進を図るため、

③ 20人以上(*3)の障害者を雇用し、かつそのうち重度障害者の割合が50%以上(*3)であること(法定雇用率1.8%を達成しているものに限る。)

を新たな要件として追加し、上記①②に加え、③のいずれかを満たすことで当該制度の適用対象とする。

- * 1: ダブルカウントあり(短時間以外の重度障害者は1人を2人と、重度以外の障害者である短時間労働者は1人を0.5人とカウント)
- * 2: 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者
- * 3: ダブルカウントなし(短時間労働者は1人を0.5人とカウント)